

令和 2 年 4 月 27 日

第 21 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和2年4月27日
午後1時30分～午後16時10分
場所 出水市役所本庁1階多目的ホール

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長	横峯 均			12番	樋口 修
1番	重信 肇一	7番	松元 秀一	13番	大城 勝司
2番	脇田 博志	8番	花園 ハルエ	14番	澤田 泰之
3番	田下 勉			15番	平中 和徳
4番	小倉 幸夫	10番	田中 紀子	16番	榎木 美代子
5番	外園 優	11番	井町 和夫	31番	川畑 健男

農地利用最適化推進委員

21番	中尾 義徳	25番	藺牟田 慶嗣	29番	坂上 茂信
22番	岩下 努	26番	冨永 重満	30番	釜 義治
23番	岩元 慎太郎	27番	松元 浩文		
24番	福本 悟	28番	澤田 みね子		

(2) 欠席委員

農業委員

6番	久野 敏朗	9番	川内 三郎
----	-------	----	-------

農地利用最適化推進委員

その他出席者

吉岡、犬渕、大島、荒木、有川

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5号	非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第21回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は15人で定足数に達しております。
なお、6番 久野委員、9番 川内委員から欠席届が提出されています。
推進委員は、川畑委員が遅れて出席されるとのことでございます。
議事録署名委員を指名いたします。
13番 大城委員と14番 澤田委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。
 (「異議なし。」という者あり。)
 会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告
 総会後の業務報告等(会長報告、省略)
 合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
 13番委員をお願いします。

13番 13番委員です。農地転用と許可申請等に係る現地調査を4月22日午後1時から、10番委員、28番委員、13番と事務局で行いました。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。所有権移転。

第1項。譲受人が西水流の〇〇〇〇さん。譲渡人が千葉県市川市、〇〇〇〇さん。高尾野町上水流〇〇〇〇番、畑、2, 209㎡。移転理由が規模拡大と農業廃止です。

第2項。譲受人が、春町の〇〇〇〇さん。譲渡人が、上田多園の〇〇〇〇〇〇さん。野田町下名〇〇〇番〇、田、1, 533㎡。規模拡大と農業廃止です。JAの職員で兼業で農業をしているそうです。

第3項。沖田の〇〇〇〇さん。東大野原の〇〇〇〇さん。大野原町〇〇〇番〇、畑、386㎡。規模拡大と農業廃止です。そばを作るそうです。

第4項。石坂の〇〇〇〇さん。石坂の〇〇〇〇さん。下高尾野〇〇〇〇番〇、畑、2, 674㎡。外7筆の計8筆の4, 841.91㎡。規模拡大と規模縮小です。野菜を作る予定です。

第5項。西水流の〇〇〇〇さん。千葉県市川市の〇〇〇〇さん。高尾野町下水流〇〇番〇、畑、122㎡。受贈と贈与。自分の敷地の隣の所で、土地を造成して、畑にするそうです。

第6項。譲受人が大阪府守口市の〇〇〇〇〇〇さん。今、本人は出水市在住で、野田町下名4111番地に住んでるそうです。神奈川県横浜市の〇〇〇〇〇〇さん。関係は姉妹という事です。野田町下名〇〇〇〇番〇、畑、417㎡。外2筆の計3筆で3, 409㎡です。規模拡大と農業廃止です。畑等は木が生えてるんで、造成している所を確認して、家庭菜園の延長みたいにしてやっていこうかなという感じを受けました。

第7項。今釜東の〇〇〇〇〇〇さん。今村の〇〇〇〇〇〇さん。今釜町〇〇〇番、田、1, 347㎡。規模拡大と相手方の要望です。水稲・野菜等を作るそうです。

第8項。今釜東の〇〇〇〇〇〇さん。今村の有限会社〇〇〇〇。汐見町〇〇〇番、田、1, 4

0 2 m²。外1筆の計2筆。計2, 9 5 6 m²。規模拡大と相手方の要望です。

第9項。平松東の〇〇〇〇さん。名古屋東の〇〇〇〇さん。上大川内〇〇〇〇番、田、8 7 1 m²。外2筆。計3筆。計9, 9 2 3 m²。規模拡大と規模縮小です。ソルゴーを植える予定です。

第10項。太田の〇〇〇〇さん。和歌山県田辺市の〇〇〇〇さん。上鯖淵〇〇〇〇番〇〇、畑、5 0 9 m²。外1筆。計2筆。計1, 1 1 3 m²。受贈と贈与です。

第11項。石坂の〇〇〇〇さん。石坂の〇〇〇〇さん。親子関係です。高尾野町下高尾野〇〇〇〇番〇、畑、8 7 8 m²。外3筆。計4筆。計3, 7 8 8 m²。受贈と贈与です。

第12項。石坂の〇〇〇〇さん。石坂の〇〇〇〇〇〇さん。親子関係です。高尾野町下高尾野〇〇〇〇番〇、田、1, 6 2 6 m²。外2筆。計3筆。計3, 0 7 1 m²。受贈と贈与です。

第13項。東水流の〇〇〇〇さん。木牟礼の〇〇〇〇〇〇さん。親子関係です。高尾野町下水流〇〇〇〇番、田、4, 9 8 6 m²。外10筆。計11筆。計19, 5 2 6 m²。受贈と贈与です。

第14項。野角の〇〇〇〇〇〇さん。野角の〇〇〇〇〇〇〇〇さん。親子関係です。親子関係ですが、読み方が違うみたいです。野田町上名〇〇〇〇番〇、田、4 2 0 m²。外12筆。計13筆。計16, 2 1 3 m²。受贈と贈与です。

第15項。上り立の〇〇〇〇さん。大阪府高槻市の〇〇〇〇〇〇さん。中央町〇〇〇〇番〇、畑、1 7 m²。規模拡大と相手方の要望です。次のページの譲受人は同じになっています。5 7 ページの建設予定地の残地に苗木等を植える予定です。

第16項。上り立の〇〇〇〇さん。譲渡人、下古市の〇〇〇〇〇〇さん。中央町〇〇〇〇番〇、畑、1 2 6 m²。外1筆。計2筆。計4 0 2 m²。規模拡大と相手方の要望です。

第17項。上り立の〇〇〇〇さん。八坊の〇〇〇〇〇〇さん。他人です。中央町〇〇〇〇番〇、畑、2 7 9 m²。外1筆。計2筆。計3 6 2 m²。規模拡大と相手方の要望です。

以上全ての事項について農地法第3条の規定を満たしていますので、許可と判断しました。以上です。

議長 引き続きまして、10番委員をお願いします。

10番 10番委員です。調査日・調査員等、13番委員と同じですので省略いたします。賃借権設定10年。

1項。申請人、借人、西辺田、〇〇〇〇さん。貸人、大阪府大東市〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町江内〇〇〇〇番〇、田、8 4 5 m²。設定理由は、規模拡大と規模縮小です。

2項。借人、西辺田、〇〇〇〇さん。貸人、千葉県佐倉市、〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町江内〇〇〇〇番〇、田、7 4 7 m²。設定理由は規模拡大と規模縮小です。賃借権設定1項・2項、農地法第3条第2項、各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。空き家に附属した農地の指定。

1項。申請人、日置市伊集院町の〇〇〇〇〇〇さん。土地表示、境町〇〇〇〇番〇、畑、2 0 7 m²。空き家に附属する農地として指定して差し支えないという事で判断いたしました。

議長 はい、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「はい。」の声)

議長 はい、どうぞ。

1番 1番委員です。7ページの一番上の6項ですけれども、大阪府のこれは、野田の〇〇〇〇でしたが、この方、合計の面積と許可後の面積が全く同じで、規模拡大と書いてありますけれ

ども、新規就農じゃないですか。前は全然もっていらっしやらなかったようですけど。

13番
事務局

冷静に見たら、面積に入ってなくて、一部耕作している土地はありました。
地目が山林です。すみません。今耕作していらっしやる土地があったんですけど、そこは地目としては山林だったので、申請書のほうに耕作してらっしやるので、規模拡大にあたらなかなと思ひまして。営農計画書もちゃんと付けてありました。

議長

よろしいですか。

1番

はい。

議長

他にございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では、全て許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、全て許可と決定いたします。

議長

続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

該当する委員がいらっしやいますので、除斥をお願い致したいと思ひます。

まず、13番委員。発表者は、10番委員をお願いを致します。

(13番委員 退室)

議長

ページは、31頁の第11項です。よろしくお願ひいたします。

10番

10番委員です。

第11項。土地表示、高尾野町下高尾野〇〇〇〇—〇 畑 759㎡。借人(代)〇〇〇〇〇〇(代)〇〇〇さん。採卵鶏・路地野菜の認定農家です。貸人、山崎自治会の〇〇〇〇〇〇さん。申請理由は、再設定です。適当と判断いたしました。以上です。

議長

再設定です。御意見等ございませんか？

(「なし。」と返事)

議長

調査員の報告では再設定で適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいですか。

(「はい。」と返事)

はい、それでは適当と決定されました。引き続きまして、39頁、11番委員お願ひします。

(13番委員 入室)

(11番委員 退室)

議長

39ページの第28項。

10番

第28項です。土地表示、野田町下名〇〇〇—〇 田 2,854㎡。借人、〇〇〇〇〇〇さん。水稻の担い手農家です。貸人、中郡自治会〇〇〇〇〇〇さん。申請理由は、再設定です。適当と判断いたしました。以上です。

議長

調査員の報告が終わりました。再設定でもありますけれども、適当と報告されました。そのように決定してよろしいですか？

(「はい。」と返事)

議長

はい、それでは適当と決定いたします。

(11番委員 入室)

議長

それでは、27針からお願いを致します。10番委員。

10番

農用地利用集積に係る賃借権の設定1年です。

第1項は再設定ですので、詳細はお目通しいただければと思います。

農用地利用集積に係る賃借権の設定2年です。

第1項、土地表示、美原町○○ 田 1, 032㎡。借人、安原自治会○○○○さん。水稲・野菜の認定農家です。貸人、米ノ津東自治会の○○○○さん。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

第2項、土地表示、高尾野町下高尾野○○○-○ 畑 895㎡。外3筆。計4筆で、4, 188㎡。借人、(株)○○○○○○○○(代)○○○○さん。施設野菜・露地野菜の認定農家です。貸人、下高尾野下自治会○○○○さん。申請理由は規模拡大と貸付希望です。

第3項、土地表示、高尾野町江内○○○○-○○ 畑 1, 261㎡。外4筆。計5筆で、4, 587㎡。借人、柳ヶ水自治会○○○○さん。水稲・露地野菜の担い手農家です。貸人、上水流自治会の○○○○さん。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

農用地利用集積に係る賃借権の設定3年です。

第1項、土地表示、上大川内○○○○ 田 1, 248㎡。外3筆。計4筆で、5, 385㎡。借人、坂元自治会○○○○さん。水稲の認定農家です。貸人、坂元自治会の○○○○○さん。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

第2項、土地表示、大野原町○○○○ 畑 957㎡。借人、上大野原自治会○○○○さん。緑化樹の認定農家です。貸人、花立西自治会の○○○○さん。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

第3項、土地表示、黄金町○○○ 田 539㎡。外2筆。計3筆で、2, 491㎡。借人、沖田自治会○○○さん。水稲の担い手農家です。貸人、沖田自治会の○○○○○さん。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

第4項、土地表示、下知識町○○○ 畑 2, 515㎡。外1筆。計2筆で、2, 732㎡。借人、西大野原自治会○○○○○さん。水稲・葉たばこの認定農家です。貸人、大阪市の○○○○○さん。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

第5項、土地表示、下知識町○○○○-○ 田 654㎡。外1筆。計2筆で、835㎡。借人、津山自治会○○○○○さん。水稲・野菜の認定農家です。貸人、津山自治会の○○○○○さん。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

第6項、土地表示、下知識町○○○○番 田 1, 969㎡。借人、津山自治会○○○○○さん。水稲・野菜の認定農家です。貸人、津山自治会の○○○さん。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

第7項、土地表示、野田町下名○○○○-○ 田 862㎡。借人、下餅井自治会○○○○○さん。水稲・野菜の認定農家です。貸人、鹿児島市の○○○さん。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

第8項から31針第12項までは、引き続き耕作するための再設定ですので、詳細はお目通しください。

引き続き、32針農用地利用集積に係る賃借権の設定4年です。

こちらも第1項、第2項、第3項ともに、引き続き耕作するための再設定ですので、詳細

はお目通しください。

33号、農用地利用集積に係る賃借権の設定5年です。

第1項、土地表示、上大川内〇〇〇〇-〇 田 2, 399㎡。借人、上村西自治会〇〇〇〇さん。水稲・露地野菜の新規認定農家です。貸人、坂元自治会〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第2項、土地表示、六月田町〇〇〇 田 790㎡。借人、米ノ津前自治会〇〇〇〇さん。水稲の担い手農家です。貸人、出水天神自治会の〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第3項、土地表示、高尾野町上水流〇〇〇-〇 畑 1, 694㎡。借人、(株)〇〇〇〇〇〇、(代)〇〇〇〇さん。肉用牛の認定農家です。貸人、上水流自治会の〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第4項、土地表示、下大川内〇〇 田 941㎡。借人、下中自治会の〇〇〇〇〇〇さん。水稲・野菜の認定農家です。貸人、横浜市の〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第5項、第6項、第7項の借人は第4項と同じですので、省略させていただきます。

第5項、土地表示、下大川内〇〇 田 1, 337㎡。外1筆。計2筆で1, 511㎡。貸人、三郷市の〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第6項、土地表示、武本〇〇〇 田 1, 696㎡。貸人、花立東自治会の〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第7項、土地表示、武本〇〇〇〇-〇 田 435㎡。外1筆、計2筆で、1, 974㎡。貸人、折尾野自治会の〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第8項、土地表示、文化町〇〇〇 田 834㎡。借人、上松自治会〇〇〇〇〇〇さん。水稲・施設野菜の認定農家です。貸人、上松自治会の〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第9項、土地表示、文化町〇〇〇 田 999㎡。外1筆。計2筆で、1, 744㎡。借人、上村東自治会〇〇〇〇〇〇さん。水稲・野菜の認定農家です。貸人、上村東自治会の〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第10項、土地表示、文化町〇〇〇 田 811㎡。外1筆。計2筆で、1, 811㎡。借人、上村東自治会〇〇〇〇〇〇さん。水稲・野菜の認定農家です。貸人、遠賀郡水巻町の〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第11項、土地表示、下知識町〇〇-〇 田 1, 765㎡。借人、上村東自治会〇〇〇〇〇〇さん。水稲・果樹の新規認定農家です。貸人、上村東自治会の〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第12項、土地表示、平和町〇〇〇 畑 1, 885㎡。借人、上村東自治会〇〇〇〇〇〇〇〇さん。施設野菜の新規認定農家です。貸人、上村東自治会の〇〇〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第13項、土地表示、明神町〇〇〇〇 田 534㎡。外1筆、計2筆で、1, 559㎡。借人、(有)〇〇〇〇(代)〇〇〇〇〇〇〇〇さん。水稲・露地野菜の認定農家です。貸人、米ノ津駅通り自治会の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第14項、福ノ江町〇〇〇-〇 畑 1, 026㎡。借人、(有)〇〇〇〇(代)〇〇〇

○さん。緑化樹の認定農家です。貸人、津山自治会の○○○さん。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第15項、土地表示、高尾野町下高尾野○○○-○畑 1, 272㎡。借人、(株)○○○○○○○○(代)○○○○さん。野菜の認定農家です。貸人、下高尾野下自治会の○○○○さん。外1名。理由は、規模拡大と貸付希望です。

第16項から、40頁の第31項まで、引き続き耕作するための再設定ですので、詳細はお目通しください。

議長 少し修正がございまして、33頁の第1項。借人、○○○○さんの経営面積は無いのですが、新規認定就農者という事で、今回の貸借権の設定でございまして。

それでは、13番委員、41頁からお願いいたします。

13番 41頁です。農用地利用集積に係る貸借権の設定6年。

第1項、土地表示、下知識町○○○田 2, 128㎡。借人、太田自治会○○○○さん。露地野菜の認定農家です。貸人、津山自治会の○○○○さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第2項、土地表示、下知識町○○○田 405㎡。太田自治会○○○○さん。津山自治会の○○○さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第3項、土地表示、高尾野町江内○○○○-○田 835㎡。東下り松自治会○○○○さん。水稲・果樹の認定農家です。東下り松自治会の○○○○さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第4項、高尾野町江内○○○○-○○田 2, 366㎡。外1筆、計2筆。計5, 746㎡。東下り松自治会○○○○さん。浦窪自治会の○○○○さん。外1名です。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第5項から第8項までは、再設定ですので、詳細はお目通しください。

農用地利用集積に係る貸借権の設定10年。

第1項、土地表示、上大川内○○○○田 1, 954㎡。外1筆。計2筆。計3, 380㎡。借人、上村西自治会の○○○○さん。新規認定就農者です。井上自治会の○○○○さん。新規就農と相手方の要望、新規設定です。

第2項、土地表示、向江町○○○田 295㎡。外2筆。計3筆。計2, 019㎡。借人、(株)○○○○○○○○○○(代)○○○○さん。水稲・露地野菜の認定農業者です。鹿児島市の○○○○さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第3項、明神町○○○○-○田 298㎡。外1筆。計2筆。計871㎡。借人、今村自治会○○○○さん。水稲・露地野菜の認定農業者です。貸人、京都府乙訓郡の○○○○さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第4項、下知識町○○-○田 473㎡。借人、上村東自治会○○○さん。水稲・野菜の新規認定農業者です。貸人、上村西自治会の○○○さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第5項、下知識町○○-○田 564㎡。借人、上村東自治会○○○さん。水稲・果樹の新規認定農業者です。貸人、渡瀬口自治会の○○○○○さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第6項、野田町下名〇〇〇〇-〇 田 2,953㎡。外1筆。計2筆の計5,916㎡。借人、木牟礼自治会〇〇〇さん。水稲・露地野菜の認定農業者です。貸人、旧番所自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第7項、高尾野町唐笠木〇〇〇〇-〇 田 1,204㎡。借人、(合)〇〇(代)〇〇〇〇さん。水稲の認定農業者です。貸人、鶴里自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第8項から10項までは、再設定ですので、詳細はお目通しください。

45分、農用地利用集積に係る使用貸借権の設定3年。

第1項、土地表示、野田町下名〇〇〇〇-〇 田 112㎡。借人、下餅井自治会〇〇〇〇さん。水稲・野菜の認定農業者です。貸人、上餅井自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第2項、野田町下名〇〇〇〇-〇 田 1,115㎡。借人、下餅井自治会〇〇〇〇さん。水稲・野菜の認定農業者です。貸人、町田市の〇〇〇〇さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

農用地利用集積に係る使用貸借権の設定5年。

第1項、下知識町〇〇 田 374㎡。借人、上村東自治会〇〇〇さん。水稲・果樹の新規認定農業者です。貸人、上村東自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第2項、高尾野町下高尾野〇〇〇〇 畑 912㎡。借人、千間山自治会〇〇〇〇さん。緑化樹の認定農業者です。貸人、天草市の〇〇〇〇〇さん。規模拡大と相手方の要望、新規設定です。

第3項、上鯖淵〇〇〇〇 田 2,947㎡。借人、下平野自治会〇〇〇〇さん。水稲・椎茸の認定農業者です。貸人、津山自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。以上全ての事項について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。

議長

続きます、10番委員お願いします。

10番

はい、47分です。農用地利用集積に係る所有権の移転

第1項、申請人、譲受人、上水流自治会〇〇〇〇さん。緑化樹の認定農家です。住所は、高尾野町上水流〇〇〇番地〇、譲渡人、高尾野町上水流〇〇〇番地〇、上水流自治会〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町上水流〇〇〇-〇 田 584㎡。外1筆。計2筆で、1,259㎡。理由は、規模拡大と売渡希望です。緑化樹を栽培するという事です。

第2項、譲受人、西下り松自治会〇〇〇〇さん。肥育牛の認定農家です。住所は、高尾野町江内〇〇〇〇番地〇、譲渡人、霧島市の〇〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町江内〇〇〇〇-〇 畑 191㎡。理由は、規模拡大と売渡希望です。牧草を作付けするそうです。

第3項、譲受人、針原自治会〇〇〇〇さん。果樹の認定農家です。住所は、境町〇〇〇番地、譲渡人、境町〇〇〇〇番地、切通自治会〇〇〇〇さん。土地表示、境町〇〇〇〇 畑 146㎡。外4筆、計5筆で、1,535㎡。理由は、規模拡大と売渡希望です。果樹を栽培するという事です。

第4項、譲受人、西大野原自治会〇〇〇〇さん。緑化樹の認定農家です。住所は、大野原

町〇〇〇番地、譲渡人、中央町〇〇〇番地、表郷西自治会〇〇〇〇〇さん。土地表示、平和町〇〇〇〇 畑 452㎡。理由は、受贈と贈与です。緑化樹を栽培するという事です。

第5項、譲受人、西大野原自治会〇〇〇〇さん。水稲・野菜の認定農家です。住所は、大野原町〇〇〇番地、譲渡人、高尾野町下水流〇〇〇〇番地〇、掛腰自治会〇〇〇〇さん。土地表示、浦田町437 田 2,018㎡。外1筆。計2筆で、3,096㎡。理由は、規模拡大と売渡希望です。水稲などを耕作するそうです。

第6項、譲受人、内野々下自治会〇〇〇〇さん。水稲・野菜の認定農家です。住所は、高尾野町下高尾野〇〇〇〇番地〇、譲渡人、薩摩川内市の〇〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町下高尾野〇〇〇〇-〇 田 2,912㎡。外1筆。計2筆で、5,088㎡。理由は、規模拡大と売渡希望です。水稲などを耕作するそうです。

第7項、譲受人、上村西自治会〇〇〇〇さん。水稲・野菜の認定農家です。住所は、下知識町〇〇〇番地〇、譲渡人、境町〇〇〇番地、関外自治会〇〇〇〇〇さん。土地表示、汐見町399 田 1,959㎡。外1筆。計2筆で、3,026㎡。理由は、受贈と贈与です。水稲などを耕作するそうです。

農用地利用集積に係る利用権の設定、農地中間管理権の取得で、5件、7筆。総面積16,613㎡です。以上全ての事項について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、適当と判断いたしました。

議長 はい、調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

(「はい。」と挙手あり)

議長 はい、12番委員。

12番 12番です。確認なのですが、34頁の第5項と第6項と第7項のですね、経営状況の借入地と自作地と数字が違うのですが、これは。

議長 これは、事務局、どっか違うのですか。判りますか。

事務局 お答えします。第5項と第7項が正解で、第6項が転記ミスでございました。訂正方をよろしく申し上げます。

議長 他にございませんか。

(「はい。」と挙手)

議長 はい、27番委員。

27番 27番です。41頁の賃借権6年の第4項で、ちょっとお聞きしたいのですが、貸人の〇〇〇〇〇さん外1名という様な表現で書いてあるのですが、これに関しては、江内の所か、下水流の所で、どちらかのほうで外1名が入っているのか、この処理の仕方を教えていただければと思っております。勉強不足ですみません。

12番 はい、良いですか、私が担当しましたので、詳細説明します。外1名は、〇〇さんの奥さんです。奥さんの名義が、下水流の田、3,380㎡。これが奥さん名義となりましたので、これと、2,366㎡、これが江内の田という事です。

27番 すみません、先ほど下水流の3,380㎡というのが、奥さん、〇〇〇〇〇さんですかね、これは、ちゃんと相続されているのですか、そこを確認したいのですが。

12番 登記上は、〇〇さんの奥さんの名義になっていました。

27番 はい、やっと判りました。

議長 他にございませんか。

(「はい。」と挙手)

議長 はい、7番委員。

7番 7番委員です。先ほど会長から、注釈があつたのですが、確認ですけれども、〇〇〇〇君ですが、経営状況の借入地が空白になっているのですが、だいが借りていると思うのですよ。私も手続きしたことが何回もあります。新規就農者と言っても4～5年になっています。だいが借りていると思います。空白ではおかしいと思っています。

議長 お父さん名義で借りているという可能性もあると思うのですけれども。

7番 そうなりますと、お父さん名義という事もありますね。

議長 賃借権の設定10年のところでは、今度は、申請理由で認定新規就農者という事で、明確に伝えておるみたいですね。

7番 では、お父さんと分けているからなのですかね。

議長 事務局判りますかね？たぶん、そこら辺りがあるのではないかなと思うのですが。事務局判っていたらお願いします。

事務局 はい、〇〇さんの場合、今現在の農業委員会にあるシステムを調べたら、〇〇〇〇さんでは、とりあえず持ち分がない。ただ、お父さんとは世帯が別になっていますので、〇〇〇〇さん自身では、農地をまだ持っていないという事でした。ただ、仮定として一緒に農業をしているということについては、農地があると思います。

7番 はい、判りました。ありがとうございました。

議長 他にありませんか。

(「なし。」の声)

議長 無いようですが、調査員の報告では、全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。11番委員、お願いします。

11番 11番です。23日9時より3番委員、29番委員、事務局職員と、現地調査及び審議を行いましたので報告いたします。

議案第3号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について。編入でございます。

第1項。申請人、上大川内〇〇〇〇番地〇、上場、〇〇〇〇さん。土地表示、上大川内字池ノ段〇〇〇〇番〇、田、3,085㎡。事業目的としましては、編入後の用途を農地(田)にするという事業目的で、申請理由としましては、中山間地域等直接支払交付金事業の補助金交付を受けたいためということで申請をしていらっしゃいます。申請位置図を御覧ください。52ページです。上場小学校の北側1kmぐらいに行った所が申請地であります。申請地の隣に自宅がございました。地籍図を御覧ください。斜線の所にですね、畑地がちよっと段々畑のようになっておまして、木とか植えてあつたのを整理するという事で。本人はちよっと

長く田を作つてなくて、ちょっと荒れてて、そこを放棄事業の補助金を受けて綺麗にしてあと2年したら転移になるという事で、そこに綺麗に整備されてそば等を植えるという事で、申請をなされております。以上の事から事業目的等は問題ないため、適当と判断いたしました。

第2項。ここでは、地区除外です。申請人、譲受人、大野原町〇〇〇番地ニューフェニックス〇〇〇号。

議長 すみません、関係する4番委員がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(4番委員、退席。)

議長 お願いします。

11番 地区除外。申請人、譲受人、大野原町〇〇〇番地ニューフェニックス〇〇〇号、東大野原の〇〇〇〇さん。譲渡人、西出水町〇〇番地、八幡の〇〇〇〇さん。土地表示、中央町〇〇〇〇番〇 田 194㎡。中央町〇〇〇〇番〇、田、322㎡のうち135㎡。合計329㎡。事業目的としましては、一般住宅1棟、79㎡。建ぺい率24%。申請理由としましては、現在借家住まいであり、新たに一般住宅1棟を建築したいためという事で申請がなされております。申請位置図を御覧ください。西出水小学校の南側にありました。地籍図を御覧ください。斜線の所なんですけど、以前手前のほうです、平成30年に地区除外をなされてる所の奥の方でございました。土地改良地区内で、地区除外のみの単独申請です。第1種農地、集落接続施設という事で、前の方に除外等の前例がありますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 ここで、関係する4番委員が退席していますので、皆さん方、何か御意見、御質問ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 なしという事で、調査員の報告では、やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 では、2項の案件につきましては、やむを得ないと決定いたします。

はい、11番委員をお願いします。皆さん、しばらく待ってください。間違えました。違った7番委員でした。

(4番委員、入室。)

7番 7番です。4月23日、午後、12番委員、27番委員、事務局職員で、現地調査をし、審議した結果を報告します。

議案第3号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について、地区除外、54ページの3項です。

借人は、西之口の〇〇〇〇さん。貸人は、野田の田多園の〇〇〇〇さんです。土地表示、野田町〇〇〇〇番、畑、1273㎡のうち450㎡です。事業目的、一般住宅1棟94.41㎡。建ぺい率20%です。申請理由、使用貸借権です。現在の居宅が手狭であるため、今回新たに一般住宅1棟を建築したいためという事です。お父さん、〇〇さんが、2人の関係は親子です。お父さんの〇〇さんの土地を、分筆して居宅を造るという事です。場所はですね、位置図がありますけども来仙病院の北側です。お父さんの〇〇さんの家から5~6分の所です。地籍図は6823番の斜線部分ですね、その所ですが、分筆されておましてそれから境界もはっきりしております。雨水は道路の側溝へ、生活排水は下水へとなっていま

す。土地改良地区内、5条と同時申請、第2種農地、500m以内農地です。審議した結果、やむを得ないと判断しました。

議長 引き続きまして、11番委員お願いします。

11番 11番です。第4項。地区除外、申請人、借人、大野原町〇〇番地スリーゼIV〇〇〇号、(東大野原自治会)〇〇〇〇さん。貸人、大野原町〇〇〇番地、(東大野原自治会)〇〇〇〇さん。これは、親子関係だそうです。土地表示、大野原町〇〇〇番〇、畑3563㎡のうち122㎡。大野原町〇〇〇番、畑、393㎡のうち306㎡。計428㎡。事業目的としましては、一般住宅1棟126.7㎡。建ぺい率29%。申請理由としましては、使用貸借権。現在借家住まいであるため、新たに住宅1棟を建築したいためという事であります。申請位置図を御覧ください。下大野原公民館の北側にある所でございました。現在、畑にそら豆を耕作してありました。そして庭に畑かんがありまして、その畑かんは、そこだけに使用している畑かんで、埋め立てる時に撤去されるという事で、その左の畑とか隣接する畑には畑かんが通っているという事で、問題ないという事でございました。そこを約1mぐらい埋め立てして、道路よりも右のほうは道路なんです、10cmぐらい盛土をするという事でありました。生活用水は、合併浄化槽へ、雨水は、右の道路の側溝へ流すという事でございました。そして周りは、ブロックをする所でありました。土地改良地区内、同時申請で第1種農地、集落接続施設。農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更、地区除外に係る現実では、農用地区域から事項営業権を満たしておりますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「はい。」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、1項適当、2項につきましては、決定いたしました。3項・4項共にやむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については、1項、適当、2項、やむを得ない、3項、やむを得ない、4項、やむを得ない決定いたします。

議長 議案第4号 農地法第5条に規定による許可申請についてを議題といたします。11番委員お願いします。

11番 11番です。議案第4号農地法第5条に規定による許可申請について。

申請人、借人、大野原町〇〇番地スリーゼIV〇〇〇号、東大野原自治会、〇〇〇〇さん。貸人、大野原町〇〇〇番地、東大野原自治会、〇〇〇〇さん。親子でございます。ここは、先ほど地区除外のほうで、同時申請になっているところでございます。土地表示としまして、大野原町〇〇〇番〇、畑、3563㎡のうち122㎡。大野原町〇〇〇番、畑、393㎡のうち306㎡。計428㎡。事業目的としましては、一般住宅1棟126.7㎡。建ぺい率29%。申請理由としまして、使用貸借権。現在借家住まいであるため、新たに一般住宅1棟を建築したいため。という事で、先ほどもありました通り、東大野原公民館の北側にありまして、申請位置図としましては、斜線の所でございます。一応斜線の所の上と下にですね、通路を造るという事で、空けてあるという事でございました。その左の〇〇〇番〇、畑と、〇〇〇の畑に通じる通路がないという事で、その斜線の上と下の方に通路を造るために、一応斜線の所になっ

ているという事でございました。土地改良地区内（協議済）、農用地区域内（同時申請）、第1種農地、集落接続施設。農地区分等転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして、3番委員お願いします。

3番 3番です。同日、同委員と行きましたので報告に入ります。

議案第4号 農地法第5条に規定による許可申請について。

第2項。申請人、譲受人、中央町〇〇〇番地、〇〇〇〇不動産管理（株）（代）〇〇〇〇さん。譲渡人、中央町〇〇〇番地（八坊自治会）、〇〇〇〇さん、外2名。土地表示は、58ページに書いてありますが、中央町〇〇〇〇番〇、畑、222㎡。計の6筆で、2787㎡です。事業目的としましては、建築条件付土地（居宅8棟分510.08㎡）。建ぺい率18%で建てたいという事です。当該地を分譲地（建築条件付）として利用したいためという事です。場所はですね、JA鹿児島いずみの出水事業所のちょっと北側というか、そこに位置する土地でした。それと地籍図に斜線を引いて、また斜線の小さいほうが、矢口になってるんですけど、これが入り口に利用してするという事で、周りはブロックで積んでですね、今のところは荒地地になっているので、これを開墾して、開墾といたら失礼なんですけど、埋め立てて利用されるという事です。備考としまして、土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、その他の農地という事で、私たちは許可と判断いたしました。

第3項。申請人、譲受人、荘〇〇〇番地〇、カーサフェリーチェA〇〇〇号（荘上自治会）、〇〇〇〇さん。譲渡人、大野原町〇〇〇〇番地、（上大野原自治会）〇〇〇〇さん。土地表示、大野原町〇〇〇〇番〇、畑、458㎡のうち151㎡。それと、〇〇〇〇番〇、畑、363㎡のうち239㎡。計390㎡。事業目的は、一般住宅1棟99.84㎡。建ぺい率25%。申請理由は、現在借家住まいであり、今回新たに一般住宅1棟を建築したいためという事です。場所は、Aコープ西出水店の西側に位置する所で、地籍図にありますように、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇というのがあるんですけど、ここは以前許可等を受けている所で、ここの丁度角っこと言ったら失礼なんですけど、ここをば埋め立てて住宅1棟を建築したいという事で、非常に良い所を見つけてするという様な感じを受けました。備考としまして、土地改良地区内、〇〇〇〇番〇のみ地区内で、これが協議済です。農用地区域外、第1種農地、集落接続施設（〇〇〇〇番〇）、もう一つは、第2種農地で、〇〇〇〇番〇は、その他の農地となっています。私たちは許可相当と判断をいたしております。

第4項。申請人、譲受人、五万石町〇〇番地 初ハウス〇号（西町自治会）、〇〇〇〇さん、外1名。譲渡人、薩摩川内市田海町〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さん、外3名。土地表示、西出水町〇〇〇〇番、畑、370㎡。事業目的は、一般住宅1棟117㎡。建ぺい率31%。申請理由は、現在借家住まいであるが手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築したいためという事です。場所は、出水高校の西側に位置する所で、地籍図によりますと、〇〇〇〇番、畑とあるんですけど、ここは非常に木が生い茂ってですね、もう荒地地と言ったら失礼なんですけど、雑木みたいになってる所です。それで、〇〇〇〇番〇、畑とあるんですけど、これは〇〇〇〇の人の番の1の宅地の人の畑で、地籍図で見ると、非常に大きいように感じるんですけど、ちょっとした畑という様な恰好で、非常に〇〇〇〇番ですね、ここの所に家を造ったとしても、そうさほど影響はないと、私たちは感じております。1mぐらい盛土をして造るという事で、この〇〇〇〇の畑も、誰かが綺麗にしたほうが良いような感じがした所です。備考としまして、

土地改良地区内、これは協議済。農用地区域外、第2種農地の市街地近接農地です。私たちは許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 引き続きまして、7番委員、お願いします。

7番 7番です。調査日時、調査員につきましては、既に報告済みですので、省略いたします。

議案第4号 農地法第5条に規定による許可申請について、61ページの5項です。この案件は、先ほど54ページの地区除外で説明したものと同じです。申請人、借人は、西之口の〇〇〇〇さん。貸人は、野田の田多園の〇〇〇〇さん。親子関係です。土地表示、野田町下名〇〇〇〇番、畑、1273㎡のうち450㎡。事業目的、一般住宅1棟94.41㎡。建ぺい率20%。申請理由、使用権貸借権。現在の居宅が手狭であるため、今回新たに一般住宅1棟を建築したいためという事です。位置はですね、地図にありますけども、来仙病院を北側に向かった所です。地籍図は、お父さん、〇〇さんの土地を分筆して、居宅を造るという事です。分筆し、境界もはっきりしておりました。雨水は道路側溝へ、生活排水は、下水道へという事です。土地改良地区内（協議済）、農用地区域内（同時申請）、第2種農地、500m以内農地です。審議した結果、許可相当と判断しました。

次6項です。申請人、譲受人、東京都在住の（株）〇〇〇〇〇〇〇（代）〇〇〇〇さん。譲渡人、東京都在住の〇〇〇〇さん。このお二人はですね、次の6項・7項・8項と一緒にするので、省略いたします。詳細はですね。土地表示、高尾野町江内〇〇〇〇番〇畑 1124㎡。事業目的、太陽光発電施設 パネル49.5KW×340枚です。この土地の周辺は、昨年9月、今年1月、許可された所で、今一生懸命木を切って、造成中の所は、たくさんありました。この周辺に、今回今から発表します、6項と7項・8項がこちら辺に点在してる所です。車を止めて、徒歩で調査するような距離の所でした。申請理由：当該地は日当たりが良く、造成費も少ないため、太陽光発電施設を設置したいため。という事です。場所はですね、位置図は、木串公民を北へ、山の方へ下りた所です。位置図は、道路の左側の所ですね。周辺は山林化してます。雨水は、自然流下です。説明者の方ですね、いまこちら辺の調整されてる監督者の方なんですけども、司法書士とか行政書士とは違ってですね、この工事に長けた人と思って、雨水についても良く理解されて、雨水の日検討率についても認知化されていましてので、良く色々な話を快く受けてくれました。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、審議した結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

次に7項です。先ほど言いました通り、6項と同じ、〇〇さんと〇〇さんです。土地表示、高尾野町江内〇〇〇〇番 畑 654㎡。高尾野町江内〇〇〇〇番 畑 429㎡。事業目的：太陽光発電施設 パネル49.5KW×240枚です。申請理由：当該地は日当たりが良く、造成費も少ないため、太陽光発電施設を設置したいため。日当たりは、非常に良く、西日も充分に当たる場所でした。位置図は、先ほど言いました通り、木串公民館からあった所ですけども、先ほどと同様歩いて行ける様な距離の場所です。通り今回は、上に向けた所が、場所です。雨水は道路側溝を通じて、素側溝に流れるようになってました。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、その他の農地です。審議した結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

もう1件、8項です。これも、譲受人、譲渡人、先ほど言いました通り、〇〇さんと〇〇さんの案件です。土地表示、高尾野町江内〇〇〇〇番〇畑 1,034㎡。一体利用としまし

て、高尾野町江内〇〇〇〇番〇 山林 556㎡。計の1,590㎡です。事業目的：太陽光発電施設 パネル49.5KW×400枚です。申請理由：当該地は日当たりが良く、造成費も少ないため、太陽光発電施設を設置したいため。という事です。位置は、先ほどから申しております通り、木串公民館を北側に上った所です。今回のこの8項は、6項よりもう少し先に進んだ所ですが、道路の左側です。雨水は、自然流下で、周囲は山林で、先ほどから説明しております通り、造成担当の責任者ですね、雨水対策は、十分やって、その上、溜枡を造るとか、その辺は、現地を見ながら考えているというお話も聞きました。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、その他の農地です。審議した結果、農地区分と転用目的で問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 引き続きまして、12番委員お願いします。

12番 はい、12番です。4月23日午後に現地調査を行いました。調査員は、7番委員と同じです。省略いたします。

議案第4号 農地法第5条に規定による許可申請について、第9項です。

申請人、譲受人、大阪市道修町〇丁目〇番〇号 (株)〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人、野田町上名、〇〇〇〇さん。土地表示が、野田町下名〇〇〇〇番 田 843㎡。と、〇〇〇〇番2 畑 56㎡。計899㎡。一体利用としまして、野田町下名〇〇〇〇番 宅地 242㎡。と〇〇〇〇番〇 宅地 719㎡。計961㎡。合計 1,860㎡。事業目的としまして、太陽光発電施設 パネル49.5KW×288枚。申請理由としまして、太陽光発電施設に転用し、隣接地と一体となった土地活用を図りたいため。という事です。ここは、3年ほど前に掲出変更を出され、田だったところを今畑になっていまして今まで野菜を何回か作られたような跡がありました。ここは、現状のままで使用して、太陽光発電をするという事でした。〇〇〇〇の畑等は、ヒノキで壁を造ってありまして入り口になっていました。雨水は、〇〇〇-〇の方の道路に側溝がありまして、そこに流すという事です。備考としまして、土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、500m以内農地という事です。農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

1番 (「はい。」の声)

議長 はい、どうぞ。

1番 1番です。この64ページ土地表示の中で、一体利用で〇〇〇〇番〇、山林とありますが、地籍図の方は、同じ地番で地目が畑になっていますけど。

議長 どっちが正しいの。

事務局 山林が正しいです。すみません、何月かは忘れたんですけど、去年非農地証明を受けて登記が山林に変わっております。これは確認しました。この登記が平成29年の物なので、ちょっとその登記が更新されていないみたいですね。こっちで決めたらですね、手書きで書くんですけど、ちょっと気づいてなかったもので、こっちの不注意でした。すみません。

議長 はい、他にございませんか。

(「なし。」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第4号農地法第5条に規定による許可申請については、全件許可相当と決定いたします。

議長 引き続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

12番委員お願いします。

12番 議案第5号非農地証明願について。

第1項。申請人、上鯖淵、〇〇〇さん。土地表示、高尾野町江内〇〇〇〇番〇、畑、135㎡。課税地目、畑。申請現況は、宅地です。備考としまして、非農地となった年月日、昭和60年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。場所は、屋地の方から木牟礼城の前を通過して、約1.5kmぐらいになる所です。ここは、〇〇〇〇番〇ですが、地籍図を御覧ください。ここは、〇〇〇〇番〇〇と〇〇〇〇番〇の宅地に挟まれているんですけど、ここは一応両方に掛かっているという事で、今回調べたところ、畑のままになっているという事で、今回非農地証明願を出したという事でした。現在ここは、〇〇〇〇番〇の宅地の下の出入り口となっていて、コンクリート舗装されてる所です。造るときに話があったそうなんですけど、未登記のまま今回この〇〇〇〇番〇〇の所に、宅地を新しく建てるという事になったそうなんですけど、ここで、両方の親が生きているうちに分筆しようという事で、判っているうちに分筆しようという事で、今回のお願いになったという事でした。審議した結果、承認といたしました。

第2項。申請人、鹿児島市小原町〇〇番〇号、〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町下水流〇〇〇番、畑、326㎡。課税地目、畑。申請現況は山林です。山林となっておりますが、これは竹林です。備考、非農地となった年月日、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。位置図は、下山公民館の所の北の方になる所です。地籍図を御覧ください。この〇〇〇〇番、斜線を引いてある所ですが、この前の〇〇〇〇番。これも同じように孟宗竹が生えていまして、この部分だけが竹林になっているという状況でした。他は周りが宅地ですが、この宅地の所にも邪魔になるような格好で竹林です。今回、ここに太陽光を造るという事で、証明願というところなんです。審議した結果、承認といたしました。

続きまして、第3項。申請人、鹿児島市春山町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇さん。土地表示が野田町下名〇〇〇〇番〇、田、676㎡。課税地目、田。申請現況は、原野です。非農地となった年月日、平成15年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。場所は、餅井公民館の行って行って西側になる所なんですけど、申請現況は原野となっていたので、どうかと思っただけなんですけど、地籍図を御覧ください。この〇〇〇〇番〇、斜線部の所の下の方ですがこの斜線部分の所に道路がありまして、この道路の所にガードレールが設置してありまして、そのガードレールから、このたんぼに機械で入れる様な状況ではないと。おまけに、湿田でして、15年が基準になりますけど、これ聞いた話によると、30年以上もう耕作もしていないと。その上の3490番1からずっと上はもう葦が生えて荒れてる所でした。代書さんがこの人が高齢で贈与したいという事で頼むもんだから、一応どうすればいいかと言われて、3条にしたらどうですかと。3条にしても機械が入れないし、田んぼとしてももう使えないので、耕作できないような状況なので、やむを得なく承認するしかないんじゃないかなという事で、一応承認という事で決定いたしました。

4項。申請人、野田町下名〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町江内〇〇

〇〇番〇〇、畑、535㎡。課税地目、畑。申請現況、山林。非農地となった年月日、平成元年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外となっています。場所は、国道3号線のローソンの所から、ずっと入って、1.5kmぐらい入った所なのですが、この道路沿いの所が埋め立ててありまして、真向かいに谷を越えているようなところでした。ここに杉の大木が生えていまして、もう畑にするにはどうしようもない所で相談した結果、承認と致しました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。ないようです。調査員の報告では全て承認と報告されましたがそのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第5号 非農地証明願については、全件承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入りますが、皆さん方から何かありませんか。

(「なし。」の声)

議長 事務局からはありませんか。

事務局 総会の議事進行等につきまして、2点ほど提案がございます。まず1点目は、現在議案の審議にあたり調査委員の方が、資料に基づき申請人や土地等について説明をしていただいておりますが、これを事務局が行い、その後現地の状況等について調査員に説明をしていただいた後審議を行う。2点目は総会資料の申請地の表示を変更させていただくというものです。以上2点を5月の総会からお願いしたいと思っております。

議長 皆さんいかがでしょうか。

(「なし。」の声)

議長 それではそのように事務局はお願いします。

続きまして、ラムサール条約登録に向けた国指定出水高尾野鳥獣保護区の変更に関わる意見書についての協議をお願いします。(内容について出水市役所クレインパーク職員説明 省略)

議長 皆さん方から何かありませんか。趣旨賛同としてよろしいでしょうか。

異議の声がないようですので、趣旨賛同として意見書の提出を致します。

それでは、以上をもちまして第21回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印